

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 (省 略)	第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 (同 左)
04.06 チーズ及びカード (省 略) チーズの特性を有するものであれば、 <u>ころも (batter)</u> 、 <u>生地 (dough)</u> 又は <u>パン粉</u> で覆われたチーズもあらかじめ加熱による処理をしたものか否かにかかわらずこの項に属する。 (省 略)	04.06 チーズ及びカード (同 左) チーズの特性を有するものであれば、 <u>ころも (batter)</u> 又は <u>パン粉</u> で覆われたチーズもあらかじめ加熱による処理をしたものか否かにかかわらずこの項に属する。 (同 左)
第 29 類 有 機 化 学 品 (省 略)	第 29 類 有 機 化 学 品 (同 左)
29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) この項には、また、エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、 <u>エーテルペルオキシド</u> 、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド又はケトンペル	29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同 左) この項には、また、エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、 <u>エーテルペルオキシド</u> 又は <u>ケトンペルオキシド</u> のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>オキシドのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体並びにこれらの複合誘導体（例えば、ニトロスルホン化誘導体、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 30 類 医療用品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューリングガム及びパッチ（経皮投与剤））</u> (24.04)</p> <p>(b) (省 略) <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 33 類</p>	<p>化誘導体及びニトロソ化誘導体並びにこれらの複合誘導体（例えば、ニトロスルホン化誘導体、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 30 類 医療用品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>(a) (同 左) <u>(b) (同 左)</u> <u>(c) (同 左)</u> <u>(d) (同 左)</u> <u>(e) (同 左)</u> <u>(f) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューリングガム及びパッチ（経皮投与剤））</u> (24.04)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 33 類</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 (省 略)	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 (同 左)
33.05 頭髪用の調製品 (省 略)	33.05 頭髪用の調製品 (同 左)
この項には、次の物品を含む。 (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの(34類注1(c)参照)及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分(治療作用又は予防作用を有するものを含む。)を含んでいてもよい(30類注1(e)参照)。 <u>また、この項には、せっけんその他の有機界面活性剤を含有するシャンプーで、液体せっけん、皮膚の洗浄用の調製品又はバスフォームとしての付加的な用途を持つものを含む。</u> (省 略)	この項には、次の物品を含む。 (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの(34類注1(c)参照)及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分(治療作用又は予防作用を有するものを含む。)を含んでいてもよい(30類注1(e)参照)。 (新規) (同 左)
第 40 類 ゴム及びその製品 (省 略) 総 説 (省 略)	第 40 類 ゴム及びその製品 (同 左) 総 説 (同 左)
ゴムと紡織用繊維とを結合したもの ゴムと紡織用繊維とを結合したものの所属は、11部の注1(ij)、56類の注3及び59類の <u>注5</u> によって決定され、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングに関しては40類の注8及び59類の <u>注7</u> (b)によって決定される。次の物品がこの類に属する。	ゴムと紡織用繊維とを結合したもの ゴムと紡織用繊維とを結合したものの所属は、11部の注1(ij)、56類の注3及び59類の <u>注4</u> によって決定され、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングに関しては40類の注8及び59類の <u>注6</u> (b)によって決定される。次の物品がこの類に属する。

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) (省 略)</p> <p>(g) 59類の<u>注5</u>に定められているゴム加工した紡織用纖維の織物類 (59.06)</p> <p>(h) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>40.15 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、衣類及びその附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）、例えば、外科医用又はエックス線技師用、潜水夫用等の保護用の手袋及び衣類を含む（接着又は縫製でつなぎ合せたものか又はその他の方法で得られたもの）。これらの物品には、次のものがある。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト又は不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（11部に該当するものを除く。） (56類の注3及び59類の<u>注5</u>参照。)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) (同 左)</p> <p>(g) 59類の<u>注4</u>に定められているゴム加工した紡織用纖維の織物類 (59.06)</p> <p>(h) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>40.15 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、衣類及びその附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）、例えば、外科医用又はエックス線技師用、潜水夫用等の保護用の手袋及び衣類を含む（接着又は縫製でつなぎ合せたものか又はその他の方法で得られたもの）。これらの物品には、次のものがある。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト又は不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（11部に該当するものを除く。） (56類の注3及び59類の<u>注4</u>参照。)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
40.16 その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） (省 略)	40.16 その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） (同 左)
この項には、次の物品を含む。 (1)～(11) (省 略) (12) 縁を斜角にした長方形（正方形を含む。）のパッチ及びインナーチューブ修理用のその他の形状のパッチで、成型、裁断又はグラインダー加工で製造され、通常加硫したゴムの裏張り材の上に自己加硫性のゴムの層を構成しているもの。ただし、織物の数層とゴムから成るパッチで59類の <u>注5</u> の規定に該当するものを除く。 (13) 及び (14) (省 略)	この項には、次の物品を含む。 (1)～(11) (同 左) (12) 縁を斜角にした長方形（正方形を含む。）のパッチ及びインナーチューブ修理用のその他の形状のパッチで、成型、裁断又はグラインダー加工で製造され、通常加硫したゴムの裏張り材の上に自己加硫性のゴムの層を構成しているもの。ただし、織物の数層とゴムから成るパッチで59類の <u>注4</u> の規定に該当するものを除く。 (13) 及び (14) (同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布の製品で11部に該当するもの (56類の注3及び59類の <u>注5</u> 参照) 並びにゴム糸と紡織用纖維材料を結合して作った製品 (11部) (b)～(ij) (省 略) (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布の製品で11部に該当するもの (56類の注3及び59類の <u>注4</u> 参照) 並びにゴム糸と紡織用纖維材料を結合して作った製品 (11部) (b)～(ij) (同 左) (同 左)
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略)	第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (同 左)
44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 (省 略)	44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 (同 左)
額縁付きの書画、コラージュその他これに類する装飾板及び銅版画、木版画、石版画その他の版画の場合は、それらを全体としてひとつの物品と見なす	額縁付きの書画、コラージュその他これに類する装飾板及び銅版画、木版画、石版画その他の版画の場合は、それらを全体としてひとつの物品と見なす

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
か、あるいは額縁を独立した物品と見なすかは、それらの状況による（97類 <u>注6</u> 、97.01項及び97.02項の解説参照）。	か、あるいは額縁を独立した物品と見なすかは、それらの状況による（97類 <u>注5</u> 、97.01項及び97.02項の解説参照）。
(省 略)	(同 左)
第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
この類には、次の物品を含む。	この類には、次の物品を含む。
(A) (省 略)	(A) (同 左)
(B) 25類の注2 <u>(f)</u> の規定により25類から除かれる物品	(B) 25類の注2 <u>(e)</u> の規定により25類から除かれる物品
(C) 及び (D) (省 略)	(C) 及び (D) (同 左)
(省 略)	(同 左)
第 70 類 ガラス及びその製品	第 70 類 ガラス及びその製品
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
(省 略)	(同 左)
ガラスの製法は種々あるが次のようなものである。	ガラスの製法は種々あるが次のようなものである。
(A) ~ (G) (省 略)	(A) ~ (G) (同 左)
(H) <u>プロウランプを用いたランプ加工</u> （ガラスの棒及び管からアンプル、 装飾品等の製造）	(H) <u>プロウランプによる加工</u> （棒、管等からアンプル、装飾品等の製造）
(IJ) (省 略)	(IJ) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>70.18 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (F) (省 略)</p> <p>(G) <u>ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）（ブロウランプを用いてペースト状にしたガラスから得られるもの）</u>：これらは、棚に置くように動物、植物、小像等に形作ったものである。通常、鉛ガラス、ストラス等の透明ガラス又はエナメルガラスで製造される。</p> <p>(H) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 15 部 卑金属及びその製品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この部の注1の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (省 略)</p> <p>(k) 一次電池又は蓄電池のくず及び使用済みの一次電池及び蓄電池 (85.49)</p>	<p>70.18 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (F) (同 左)</p> <p>(G) <u>小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）（ペースト状のガラスを吹管で加工したもの）</u>：これらは、棚に置くように動物、植物、小像等に形作ったものである。通常、鉛ガラス、ストラス等の透明ガラス又はエナメルガラスで製造される。</p> <p>(H) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 15 部 卑金属及びその製品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この部の注1の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (同 左)</p> <p>(k) 一次電池又は蓄電池のくず及び使用済みの一次電池及び蓄電池 (85.48)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(Ⅰ) (省略)	(Ⅰ) (同左)
第 83 類 各種の卑金属製品	第 83 類 各種の卑金属製品
(省略)	(同左)
83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡
(省略)	(同左)
(C) 卑金属製の額縁その他これに類するフレーム及び鏡	(C) 卑金属製の額縁その他これに類するフレーム及び鏡
(省略)	(同左)
フレームを取り付けた書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画については、フレームを取り付けた当該物品を全体として分類すべきかどうか、当該フレームを别個の物品と見なすべきかどうかについては、状況による（97類 <u>注6</u> 、97.01項及び97.02項の解説参照）。	フレームを取り付けた書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画については、フレームを取り付けた当該物品を全体として分類すべきかどうか、当該フレームを别個の物品と見なすべきかどうかについては、状況による（97類 <u>注5</u> 、97.01項及び97.02項の解説参照）。
(省略)	(同左)
第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
(省略)	(同左)
84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>この項には、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械でこの類の他の項に該当しない機械を含む（生鮮食品用のものであるか又は貯蔵食品用のものであるか及び人用に供するか又は動物用に供するかを問わない。）が、<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械を含まない</u>（84.79）。この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の機械を含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>この項には、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械でこの類の他の項に該当しない機械を含む（生鮮食品用のものであるか又は貯蔵食品用のものであるか及び人用に供するか又は動物用に供するかを問わない。）が、<u>動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械を含まない</u>（84.79）。この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の機械を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>84.62 鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪（せん）断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 圧延製品用のノッチングマシンは、各種の<u>圧延製品</u>を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつぎ（dovetail）を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。</p>	<p>84.62 鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪（せん）断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) <u>ノッチングマシンは、各種の形材（L形、T形、I形又はU形のもの）及び半丸棒を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつぎ（dovetail）を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>5 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。） これらには次の物品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>一非圧延製品用のノッティングマシン：各種の形鋼（L形、T形、I形又はU形のもの）及び半丸棒を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつぎ（dovetail）を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。</u></p>	<p>5 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。） これらには次の物品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>
<p>6 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>87.01 トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>87.01 トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>号の解説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>8701.21から8701.29まで</u> これらの号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック（articulated lorries）」、「トラクタ・トレーラー（tractor-trailers）」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載に</p>	<p>号の解説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><u>8701.20</u> この号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック（articulated lorries）」、「トラクタ・トレーラー（tractor-trailers）」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載に</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>した状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。</p> <p>セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、<u>これらの</u>号には含まれない（通常 8701.91 号から 8701.95 号まで）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>8701.91 から 8701.95 まで</p> <p>この号には、セミトレーラーを短距離けん引する車両を含む。このタイプの車両は、例えば、「ターミナルトラクター（terminal tractors）」、「ポートトラクター（port tractors）」等の様々な名称で知られ、所定の範囲内においてトレーラーを配置し又は往復させるために使用される。これらは、<u>8701.21 号から 8701.29 号までの</u>道路走行用トラクターのような道路上での長距離のけん引には適さない。これらは、通常、最高速度が時速 50km を超えないディーゼルエンジンを搭載し、また、一般的に、運転手用の小さい単座席の運転室を有する点で、道路走行用トラクターとは区別できる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>た状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。</p> <p>セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、<u>この</u>号には含まれない（通常 8701.91 号から 8701.95 号まで）。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>8701.91 から 8701.95 まで</p> <p>この号には、セミトレーラーを短距離けん引する車両を含む。このタイプの車両は、例えば、「ターミナルトラクター（terminal tractors）」、「ポートトラクター（port tractors）」等の様々な名称で知られ、所定の範囲内においてトレーラーを配置し又は往復させるために使用される。これらは、<u>8701.20 号</u>の道路走行用トラクターのような道路上での長距離のけん引には適さない。これらは、通常、最高速度が時速 50km を超えないディーゼルエンジンを搭載し、また、一般的に、運転手用の小さい単座席の運転室を有する点で、道路走行用トラクターとは区別できる。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>